

1 瀬戸内海の概況

2) 国立公園の保護と利用

国立公園が指定されると、その公園の適正な保護と利用を目的とした国立公園計画が定められ、開発行為等の規制や快適な利用の促進と自然とのふれあいを推進するため、各種利用施設の整備が行われている。

また、快適な国立公園利用の拠点として、集団施設地区が指定され、ビジターセンターなどの施設が総合的に整備されている。瀬戸内海国立公園におけるビジターセンターの設置状況を表 1-9 に、集団施設地区の指定状況を表 1-10 に示す。

日本にある 34 の国立公園全体の令和 3 年の利用者数は、延べ 2 億 8 百万人と推計され、富士箱根伊豆国立公園（延べ 7 千万人）について、瀬戸内海国立公園（延べ 2 千 5 百万人）が第 2 位となっている。

表 1-9 瀬戸内海国立公園の主なビジターセンター

名 称	場 所	令和 3 年利用者数（人）	設置者
大久野島ビジターセンター	広島県竹原市（大久野島）	28,901	環境省
五色台ビジターセンター	香川県坂出市（五色台）	19,300	環境省
六甲山ビジターセンター	兵庫県神戸市（六甲山）	54,129	兵庫県
鷺羽山ビジターセンター	岡山県倉敷市（鷺羽山）	28,233	岡山県
大鳴門橋架橋記念館	徳島県鳴門市（鳴門公園）	36,858	徳島県

注) 1. ビジターセンターとは、自然公園法施行令第 1 条第 9 号に掲げる博物展示施設に該当しており、「主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研究施設等。）をいう。」と定義されている。

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成

表 1-10 瀬戸内海国立公園の集団施設地区

集団施設地区名	県市町村名	区域面積（ha）	令和 3 年利用者数（千人）	指定年月日
赤穂御崎	兵庫県赤穂市	50.0	169	H 6.11.7
由良	兵庫県洲本市	69.9	40	H 5.7.19
南淡路（休暇村）	兵庫県南あわじ市	26.7	68	H 5.7.19
六甲山	兵庫県神戸市	430.4	669	H 30.8.30
摩耶山	兵庫県神戸市	15.5	163	H 30.8.30
加太（休暇村）	和歌山県和歌山市	159.5	484	H 3.7.26
王子が岳渋川	岡山県玉野市、倉敷市	235.2	614	H 元.7.12
大久野島（休暇村）	広島県竹原市	71.2	130	S 62.11.24
仙酔島	広島県福山市	93.6	74	S 62.11.24
包ヶ浦	広島県廿日市市	15.5	5	S 62.11.24
野呂山	広島県呉市	62.4	123	S 62.11.24
鳴門	徳島県鳴門市	38.9	576	H 3.2.27
屋島	香川県高松市	43.6	354	H 11.2.2
五色台（休暇村）	香川県坂出市	39.8	55	H 11.2.2
近見山	愛媛県今治市	246.0	34	S 31.6.15
東予（休暇村）	愛媛県今治市、西条市	43.3	85	S 40.3.19
姫原	愛媛県松山市	49.9	12	S 32.10.23

注) 1. 国立公園集団施設地区等とは、環境省所管の公共用財産である土地であって、自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第三十六条第一項の指定に係る部分その他国立公園内に存するもののうち、環境大臣の定めるものの区域をいう。

2. 区域面積は令和 5 年 3 月 31 日現在

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成